

食安輸発第1026001号
平成19年10月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成19年10月25日付け食安輸発第1025005号）により実施しているところですが、本日、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（平成19年10月26日厚生労働省告示第347号）が公布され、農薬ジノテフランに係る残留基準が改正されたことに伴い、タイ産おくら及びその加工品（簡易な加工に限る。）に係る検査命令の対象項目からジノテフランを除外し、同通知の別表1を別添のとおり改めますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。